

昭和五十八年度

資料調査報告書 第十一集

— 伯耆国八橋郡赤崎村西紙屋資料 —

鳥取県立博物館

## 序にかえて

『伯耆国八橋郡赤崎村西紙屋資料』の存在を当館が知ったのは、開館間もないころであったという。赤崎村西紙屋は、江戸時代中ごろより三井越後屋の伯耆木綿の買宿として活躍した商人で、その関係資料は鳥取藩の商業史上貴重な資料である。

西紙屋の子孫で、所蔵者の上林節雄氏は、その保管整理について東京の財団法人三井文庫に相談された。三井文庫から当館で整理・保存を担当してはどうかと連絡を受け、早速に上林氏を訪ねたという。

昭和五十二年十二月、三井文庫の西紙屋文書の調査が終了した段階で、当館に寄託された。この時には文書以外のれん・算盤・両替天秤等の商業に関する歴史資料もあり、近世商業史を展示する上で大変都合のよい資料であった。

寄託を受けた翌年の五十三年に、保管に必要なため一応の目録を作成したが諸般の事情で公刊しなかった。今回、その目録に検討を加えて『資料調査報告書』第十一集として刊行することにした。西紙屋文書は三井文庫所蔵史料と深い関係にあり、この関係を明らかにしなければ十分な調査とはいえず、また整理も完成しない。したがって今回刊行した本報告書も不十分なものであることをお断りしておかねばならない。一応整理の出来たところで西紙屋資料を当館に御寄贈くださるといふ上林氏の御意向もあり仮目録で公刊することにした次第である。

ここに、上林節雄氏、西紙屋資料とのきつかけを作っていた三井文庫の諸先生・山中寿夫氏に心からお礼を申し上げ、感謝の意を表わす次第である。

昭和五十九年三月

鳥取県立博物館長 河田 晃

## 目次

序にかえて	1
I 上林節雄氏所蔵、伯耆国八橋郡赤崎村西紙屋資料一覧表	2
II 伯耆国八橋郡赤崎村西紙屋資料仮目録	3
一 商業文書（買宿関係）	3
二 家一般文書	7
A 近世	7
B 近代	13
三 歴史資料	17
III 伯耆国八橋郡赤崎村西紙屋資料について	18
西紙屋資料の概要	18
八橋郡赤崎村について	19
西紙屋について	20
伯州木綿と買宿西紙屋	22
地図・写真	26
あとがき	27

I 上林節夫氏所藏、伯耆国八橋郡赤崎村西紙屋資料一覽表

項目	件数 (点数)
一、商業文書(買宿関係)	一一四(二二七)
1、買宿	二三(三〇)
2、書状留	一一(一一)
3、買入帳	一六(二六)
4、金銀出入帳・勘定帳	一一(二五)
5、買銀預り証文	一九(二〇)
6、紅花関係	五(六)
7、荷物輸送	一〇(一〇)
8、その他	九(九)
9、書状	九(九)
二、家一般文書	三二(四一六)
A、近世	二〇三(三三一)
1、藩関係	一一(一一)
(御銀札小座)	六(六)
(その他)	五(五)
2、土地・地利米	八三(八九)
(土地永代売渡証文)	七〇(七五)
(その他土地売買)	六(七)
(地利米)	七(七)
3、金融・貸借	八五(九三)
(米借用証文)	二七(二八)
(金子借用証文)	三五(三六)
(金子請取証文)	一〇(一〇)
(講銀借用・請取証文他)	九(九)
(算用書)	四(四)
4、書状	五(七)
5、雜	一九(三二)
B、近代	一一八(一八五)
1、土地・建物	三四(五一)
(土地建物永代売渡証書)	九(二四)
(地券関係)	五(二二)
(登記申請書)	七(七)
(その他土地関係)	四(五)
(小作)	九(一三)
2、金融・貸借	二四(三七)
(金銭借用証)	一〇(一三)
(代金請取証)	五(一三)
(講関係)	九(一一)
3、訴訟	二五(五二)
4、諸届・諸願	九(一七)
5、その他家文書	一六(一八)
(喪状)	九(九)
(その他)	七(七)
6、雜	一〇(一〇)
三、歴史資料	一〇(一三)
計	四四五(五五六)

II 伯耆国八橋郡赤崎村西紙屋資料仮目録

一、商業文書(買宿関係)

整理番号	史料名(内容)	作成者・名宛人	年月	形態	数量
1	木綿買宿被仰付 <sup>ニ</sup> 付請書	伯州赤崎御宿紙屋佐兵衛	京井大坂	縦紙	一通
	三井御本店御支配人中		天明二年十月		
2	諸色問屋役被仰付度願書	赤崎西紙屋佐兵衛	高田源之右衛門	縦紙	一通
	宛		天明七年三月		
3	諸色問屋役被仰付度願書控	赤崎西紙屋佐兵衛	高田源之右衛門	縦紙	一通
	門宛		天明七年三月		
4	木綿問屋役被仰付度願書案	赤崎西紙屋佐兵衛	高田源之右衛門	縦紙	一通
	門宛		(年月不明)		
5	運送船宿御請証文控(京都三井買入之綿 <sup>并</sup> 木綿紅花世話仕候 <sup>ニ</sup> 付)	八橋郡赤崎浦西紙屋佐兵衛	御船手上納御役所宛	縦紙	二通
			天明七年六月		
6	綿・木綿買宿被仰付 <sup>ニ</sup> 付御請証文写	御宿伯州赤崎西紙屋佐兵衛	三井御本店御支配人中	縦紙	一通
	衛		天明七年六月		
7	木綿買宿被仰付 <sup>ニ</sup> 付御預り金銀請合証文案	西紙屋佐兵衛	三井御本店御支配人中	縦紙	一通
	他宛		寛政五年五月		
8	御損銀一件 <sup>ニ</sup> 付御託 <sup>并</sup> 御礼証文控	伯州赤崎西紙屋佐兵衛	三井御本店御支配人中	縦紙	一通
			寛政五年五月		
9	(木綿買宿被仰付 <sup>ニ</sup> 付請書) 残欠	因州氣多郡青谷角屋直三郎	京都室町三条上 <sup>ル</sup> 三井御本店宛	御取次西紙屋宛	縦紙
			寛政十一年二月		
10	木綿買方役源助 <sup>ハ</sup> 被仰付度願書控	西紙屋佐兵衛	御店御支配人中	縦紙	一通
			天保五年六月		
11	買宿御差留 <sup>ニ</sup> 付旧来之通り被仰付度願書 <sup>并</sup> 控	伯州赤崎親類成屋伊左衛門	金市新屋厚右衛門	西紙屋佐左衛門	三井御本店御役人中
			嘉永二年十一月		
12	買宿御差留 <sup>ニ</sup> 付旧来之通被仰付度願書 <sup>并</sup> 案	伯州赤崎親類成屋伊左衛門	金市新屋厚右衛門	西紙屋佐左衛門	三井御本店御役人中
			嘉永三年十一月		
13	國元御國産座出来 <sup>ニ</sup> 付相替候儀無御座旨口上書案	西紙屋千之助代小中屋基次郎	買子惣代綿屋惣右衛門	三井御店御役人中	縦紙
			嘉永七年二月		
14	木綿買方退役願案	小中屋基次郎	三井御本店御役人中	縦紙	一通
			嘉永七年十月		
15	佐兵衛殿買宿御差留御赦免願書	買子住屋又三郎他	三井御本店御役人中	縦紙	一通
			嘉永七年十月		
16	佐兵衛義買宿御差留 <sup>ニ</sup> 付御赦免願書案	伯州赤崎西紙屋佐左衛門他	衛門他	縦紙	一通
			嘉永七年十一月		
17	買子見習平兵衛・又左衛門・茂三郎三人買子 <sup>又</sup> 加入被仰付度願書案	買子宇田川屋政次郎他	西紙屋専之助・源助・成屋伊左衛門	三井御本店御役人中宛	文久三年四月
			藤屋伊左衛門	西紙屋佐兵衛・仲屋忠次郎宛	(年月不明) 二月
18	三井御店木綿御買方 <sup>ニ</sup> 付請合証文	前欠	請合矢橋屋孫右衛門	縦紙	一通
			角屋直三郎当所木綿御買宿被仰付 <sup>ニ</sup> 付請合証文	後欠	(年月不明)
19	角屋直三郎当所木綿御買宿被仰付 <sup>ニ</sup> 付請合証文	後欠	(年月不明)	縦紙	一通

- 20 演舌書(赤崎村嘉兵衛木綿中買御免札一件ニ付) 八橋郡赤崎村 申 五月 横帳 一冊
- 21 演舌書(式村權十郎迷惑之儀ニ付) 八橋郡赤崎村木綿中買惣代 申 四月 横帳 一冊
- 22 木綿 綿商鑑札(伯耆國八橋郡赤崎正蔵) 鳥取県民事所 明治四年十一月 二枚
- 23 木綿中買商免許鑑札 鳥根泉汗入・八橋郡役所 赤崎宿上林千次郎宛 明治十二年十月 一枚

## 2 書状留

- 24 書状之留帳 三井 西紙屋 天保五ノ十二年 横帳 一冊
- 25 書状留 京三井 嘉永三ノ安政五年 横帳 一冊
- 26 書状之留 西紙屋 元治二年五月ノ明治元年 横帳 一冊
- 27 書状留 残片 (年月不明) 二通
- 28 京大坂諸状留 西紙屋店 文久三年八月ノ慶応元年 横帳 一冊
- 29 控 上林 明治七ノ十二年 横帳 一冊
- 30 大宝栄 上林専次郎 西紙屋 明治十三ノ十七年 横帳 一冊
- 31 言送書 (文化八年) 一冊
- 32 諸色雜用帳 天保十一ノ引化四年 横帳 一冊
- 33 雜用帳(断片) (年月不明) 一冊
- 34 午盆前書出シ覚 年 一冊

## 3 買入帳

- 35 京本店本綿御注文帳 巴 横帳 一冊
- 36 店本綿買入帳 三井 天保十三ノ嘉永三年 横帳 一冊
- 37 諸方木綿買入帳 三井 天保十三ノ嘉永元年 横帳 一冊
- 38 諸方木綿買入帳 三井 天保十五年七月 横帳 一冊

## 5 買銀預り証文

- 61 木綿買金不足一件差引出入相濟ニ付儀定書 野上屋平兵衛 西 慶応二年正月 一通
- 62 金札銀札と御引替願并案(備中へ綿買入ニ罷出度) 八橋郡赤崎宿 千次郎 河本伝九郎宛 明治四年八月 三通
- 63 銀札預り手形 西紙屋佐兵衛 三井与惣兵衛他宛 寛政七年六月 一通
- 64 銀札預り手形(木綿買銀) 伯州赤崎西紙屋佐兵衛 三井徳右衛門他宛 寛政九年六月 一通
- 65 (御預り残銀年賦返還約定証文写) 西カミ屋左兵衛 伊勢屋理右衛門宛 寛政五年六月 一通
- 66 木綿為御買銀請取証文 角屋直三郎 西紙屋佐兵衛宛 寛政九年七月 一通
- 67 借銀願案(青谷角屋拜借銀取次) 西紙屋佐兵衛 京都三井御店 御支配人中 寛政十一年六月 一通
- 68 為替銀請取証文 伯州赤崎西紙屋佐兵衛・仲屋忠次郎 大坂大川町淀屋清兵衛宛 享和二年七月 一通
- 69 木綿為買銀預り証文 青谷角屋和兵衛 西紙屋佐兵衛宛 文政二年四月 二通
- 70 家屋敷預り証文ニ付覚書 西紙屋伊右衛門 幾右衛門宛 文化三年三月 一通
- 71 銀子預り証文 西紙屋佐兵衛 三井八郎右衛門殿御店安田久右衛門他宛 文化八年十月 一通
- 72 無利年賦借銀願 西紙屋佐兵衛 三井八郎右衛門殿店支配人中 文化八年十月 一通
- 73 銀子預り証文 西紙屋佐兵衛 三井武兵衛他宛 文化十一年五月 一通

## 4 金銀出入帳・勘定帳

- 39 店本綿買入帳 嘉永三年正月ノ(四年) 横帳 一冊
- 40 会見木綿買入帳 嘉永七年四月ノ 横帳 一冊
- 41 木綿為登帳 天保十五年 横帳 一冊
- 42 木綿為登帳 西紙屋店 嘉永五ノ(安政元年) 横帳 一冊
- 43 木綿為登帳 西紙屋店 安政二ノ三年 横帳 一冊
- 44 (諸方木綿買入帳) 文久二年ノ 横帳 一冊
- 45 諸方ヨリ木綿買入帳 上林店 明治十一ノ(十七年) 横帳 一冊
- 46 買方示合書 三井八郎右衛門支配人 西紙屋佐兵衛宛 寛政五年 横帳 一冊
- 47 伯州示合帳 亥 横帳 一冊
- 48 綿買入帳 野上屋平兵衛分 元治元年十月 横帳 一冊
- 49 木綿壳渡証 清谷屋甚兵衛 西紙屋源助宛 (明治) 十七年三月 一通
- 50 わけや反蔵壳書上 二月 一通
- 51 金銀札勘定帳 三井 天保十五ノ嘉永四年 横帳 一冊
- 52 金銀出入帳 西紙屋 嘉永三ノ(安政四年) 横帳 一冊
- 53 金銀出入帳 西紙屋店 安政二年ノ 横帳 一冊
- 54 金銀出入帳 西紙屋 元治二年 横帳 一冊
- 55 嘉永元中秋勘定 西紙屋 嘉永元年 横帳 一冊
- 56 嘉永三正月勘定 林原源助 嘉永三年 横帳 一冊
- 57 文久三歳亥春勘定 後欠 文久三年正月 横帳 一冊
- 58 (木綿代金算用書) 卯 十月他 二通
- 59 (為替過不足計算書) 西紙屋源介 御店伊永伝四郎他宛 (年不明) 二月 折紙 一通
- 60 手形倉吉御銀札場ニテ引替願写(京都同店手代西紙屋ニテ木綿等買入ニ付) 三井八郎右衛門店西川良右衛門・奥田吉太郎 (年月不明) 一通

## 6 紅花関係

- 74 銀子預り手形(木綿買付金) 西台屋彦兵衛 西紙屋佐兵衛宛 文化十四年十二月 一通
- 75 木綿為買銀預り証文 青谷角屋治郎三郎・藤屋伊左衛門 赤崎 西紙屋佐兵衛宛 文化十五年五月 一通
- 76 銀子拜借願控 角屋和兵衛・次郎三郎 添書西カミ屋佐兵衛 三井店御役人中 文化十五年五月 一通
- 77 為替銀請取証文 三井八郎右衛門代水谷友次郎・伯州赤崎宿 西紙屋佐兵衛 大坂三井八郎右衛門殿店東市兵衛他宛 天保十六年正月 一通
- 78 借銀願控 西紙屋佐兵衛・源助 三井御本店木綿方御役人中 弘化二年六月 一通
- 79 為替金請取証文 伯州赤崎西紙屋千之助・成屋伊左衛門 大坂 三井八郎右衛門殿店乾助五郎他宛 安政三年六月 一通
- 80 為替金請取証文 伯州赤崎西紙屋千之助・成屋伊左衛門 大坂 三井八郎右衛門殿店乾助五郎他宛 安政三年七月 一通
- 81 為替金請取証文雛形 京三井八郎右衛門代大石平右衛門・伯州 赤崎宿紙屋佐兵衛 大坂三井八郎右衛門殿店西川武右衛門他宛 (年月不明) 一通
- 82 紅花買入帳 西紙屋 嘉永七年六月ノ 横帳 一冊
- 83 紅花荷物送り状控 伯州西紙屋佐兵衛 三井削右衛門殿紅御店 八田与兵衛・吉岡助三郎宛 寛政二年七月 一通
- 84 紅花船積荷状雛形 (年月不明) 一通
- 85 (紅花買入勘定書) 寅九月 一通
- 86 紅花中勘定 林原 一通

7 荷物輸送

- 87 駄賃銭充行状(從京都江戸迄道中馬) 伊賀 三越支店岡本係右衛門宛 延宝四年三月 一通
- 88 駄賃帳(判取)三井 慶応元々明治八年 一冊
- 89 八番入用飛脚賃書上 残欠 (年月不明) 一通
- 90 直人賃受取書 (年月不明) 六月 一通
- 91 御喚起配達夫賃金返済請書 赤崎宿上林庄藏代人池田性直 籠鹿伊三郎宛 明治十年六月 一通
- 92 飛脚賃金算用二付約定書 赤崎宿池口はな 金井亀次郎宛 (年月不明) 四月 一通
- 93 荷物印分ヶ控 大坂泉屋六郎兵衛 伯州赤崎紙屋庄左衛門・同庄七宛 巳 三月 横帳 一通
- 94 米井木綿積出し証 (年月不明) 九月 一通
- 95 浦手形写(備前岡山船難船一件ニ付始末書写) 中山志賀之助 備前岡山船年寄請持仁尾屋熊之助宛(荷主のうち西紙屋千之助の名あり) 嘉永五年二月 一通
- 96 浦手形写(備前岡山船難船北浦村磯屋又次郎船破船) (荷主のうち西紙屋仙之助の名あり) 文久二年五月 一通
- 8 その他
- 97 御奉公御暇願 林原佐七 上原専三郎・野沢治郎兵衛・細田源次郎宛 天治元年十二月 一通
- 98 年季奉公願(替亀吉京都三井八郎右衛門方へ参り度) 八橋郡赤崎村佐兵衛 吉田助左衛門宛 天保十四年八月 一通
- 99 (三井京本店役人名前書) 申 十月 一通

- 100 未替役替之覚(京本店役人名前) 安政六年 一通
- 101 他所出願(私儀為商法大坂出府ニ付) 願人上林専次郎 副区长宛 明治九年三月 一通
- 102 逗留延期届(父正藏大坂へ売用ニて寄留延期願度) 願人上林専次郎 区長佐伯友長宛 明治十年九月 一通
- 103 紺絞・茜染・紅粉絞仕切書 磯屋喜七 紙屋庄七宛 巳 四月 一通
- 104 しほり木綿・花しほり売仕切 藤屋伊兵衛 神徳丸庄七宛 巳 四月 一通
- 105 あかね木綿 岩園ち、み売仕切 藤屋伊兵衛 神徳丸庄三郎・庄七宛 巳 四月 一通

9 書状

- 106 橋本甚兵衛他三井店役人書(年賀) 西紙屋佐兵衛宛 正月 一通
- 107 羽田井村松右衛門書状(金子お渡し下され度) 赤崎紙屋宛 五月 一通
- 108 京本店水谷友次郎書状(木綿買方・雲州方不取締 勘定日 荷物未到着のこと) 西紙屋佐兵衛宛 十二月 一通
- 109 筑井長十郎書状(売切方懸合) 上林専次郎宛 八月 一通
- 110 紙屋左兵衛書状(残り分買入れのこと) 紙屋次兵衛宛 十一月 一通
- 111 紙屋左兵衛書状(上方わた引下のこと他) 紙屋次兵衛宛 十月 一通
- 112 わたや甚市書状(紅花注文) 赤崎西紙屋源助宛 六月 一通
- 113 西台屋岩次郎書状(代金支払 買方御休積りのこと) 西紙屋千之助宛 四月 一通
- 114 某書状(木綿買入れのこと他) 八月 一通

二、家一般文書

A 近世

1 藩関係

- 115 (御銀札小座) 御銀札小座跡役被仰付度願案 願主西紙屋源助 佐伯昇平・倉光長三郎宛 弘化四年六月 一通
- 116 御銀札小座西紙屋源助へ被仰付度願書案 松屋平五郎 佐伯昇平・倉光長三郎宛 弘化四年六月 一通
- 117 御銀札小座跡役被仰付度願案 願主西紙屋源助 佐伯昇平・倉光長三郎宛 弘化四年九月 一通
- 118 御銀札小座西紙屋源助へ被仰付度願書控 赤崎小座松屋平右衛門 佐伯昇平五郎 佐伯昇平・倉光長三郎宛 弘化四年九月 一通
- 119 在小座之者 銀札取扱ニ付触状 (年月不明) 切紙 一通
- 120 宗門諸合証文(御銀札小座西紙屋庄藏、女房、祖母、佐七、仙次郎、とく) 赤崎宿海蔵寺 茅原禪藏宛 明治四年五月 一通
- (その他)
- 121 (赤崎御台場御用懸り帯刀免許書) 後欠 林原千次郎宛 切紙 一通
- 122 御歳米代銀請求書 因幡屋徳藏 瀬戸屋治左衛門宛 戊 六月 一通
- 123 帆立貝根取方申付書 八橋郡赤崎宿千次郎 未 二月 切紙 一通
- 124 松木根伐売払願控(当御年貢御納所の足りニ仕度) 八橋郡赤崎村佐兵衛 佐伯四郎右衛門宛 文化十年十二月 一通
- 125 (願書袖控) 残欠 西紙屋 (年月不明) 一通

2 土地・地利米

(土地永代売渡証文)

- 126 畑永代売渡証文 すづり長左衛門・次郎右衛門・次郎七 紙屋庄左衛門宛 宝永三年六月 一通
- 127 屋敷永代売渡証文 売主東横村金藏 紙屋少左衛門宛 宝永四年四月 一通
- 128 山林永代売渡証文 売主近藤屋喜三郎 紙屋宇兵衛宛 享保六年十一月 一通
- 129 畑永代売渡証文 三好屋和助 同所権次郎宛 享保十七年二月 一通
- 130 畑永代売渡証文 紙屋宇兵衛 かみや儀右衛門宛 延享元年二月 一通
- 131 山林永代売渡証文 売主清四郎 紙屋儀八郎宛 寛延四年十二月 一通
- 132 畑永代売渡証文 残欠 売主竹下屋権次郎・同子松太郎 紙屋宇兵衛宛 宝暦元年十二月 一通
- 133 畑永代売渡証文 売主義利子屋定右衛門 紙屋儀八郎宛 宝暦七年十二月 一通
- 134 畑永代売渡証文 売主升屋吉右衛門 講御連中宛 宝暦十三年六月 一通
- 135 畑永代売渡証文 売主油屋儀右衛門 講御連中宛 明和三年七月 一通
- 136 屋敷永代売渡証文 売主とさや庄助 講御連中宛 明和五年六月 一通
- 137 畑永代売渡証文 売主山崎主馬 あふらや藤五郎宛 明和六年八月 一通
- 138 屋敷永代売渡証文 売主平野屋五七郎 講御連中宛 明和八年八月 一通
- 139 山林永代売渡証文 売主上赤崎村宇兵衛 銭浪屋伊八宛 一通

- 140 畑永代売渡証文 売主宇田川屋多左衛門 米子増屋与七郎宛 天明二年十二月 一通
- 141 屋敷永代売渡証文 後欠 売主川上屋新左衛門 佐野屋源右衛門宛 天明四年十一月 一通
- 142 畑永代売渡証文 山川村売主吉左衛門 紙屋分三郎宛 天明四年十二月 一通
- 143 畑永代売渡証文 売主伊藤屋忠吉 紙屋佐兵衛宛 天明六年五月 一通
- 144 畑永代売渡証文 種屋宗兵衛 かみ屋佐兵衛宛 天明七年正月 一通
- 145 田地永代売渡証文 売主保村与左衛門 月下村藤七宛 天明七年十二月 一通
- 146 畑永代売渡証文 売主羽戸屋利右衛門 羽戸屋利左衛門宛 天明八年三月 一通
- 147 畑永代売渡証文 売主龜屋徳右衛門 紙屋佐兵衛宛 天明八年十月 一通
- 148 畑永代売渡証文 売主紙屋治左衛門 伊藤屋忠吉宛 安永三年十二月 一通
- 149 畑永代売渡証文 売主紙屋治左衛門 前浪屋又七宛 安永三年十二月 一通
- 150 畑永代売渡証文 売主田平屋伊勢松 伊藤屋忠吉宛 安永八年六月 一通
- 151 畑永代売渡証文 売主八幡屋善助 紙屋治左衛門宛 安永九年三月 一通
- 152 畑永代売渡証文 売主八幡屋善助 紺屋又吉宛 安永九年七月 一通
- 153 畑永代売渡証文 売主宇田川屋太左衛門 上赤崎久兵衛宛 寛政二年十二月 一通
- 154 屋敷永代売渡証文 売主嶋屋清六 西紙屋佐兵衛宛 寛政五年七月 一通
- 155 山林永代売渡証文 売主森山屋源兵衛 西紙屋佐兵衛宛 文化元年四月 一通
- 171 山林永代売渡証文 売主福富村市右衛門 西紙屋佐兵衛宛 文化元年四月 一通
- 172 山林永代売渡証文 売主弥右衛門 上赤崎村次兵衛宛 文化二年七月 一通
- 173 山林永代売渡証文 并松山 二付覚書 売主次兵衛 西紙屋清助 同伊右衛門宛 文化二年七月 二通
- 174 畑永代売渡証文 売主重見屋仁兵衛 西紙屋佐兵衛宛 文化十一年十一月 一通
- 175 家屋敷永代売渡証文 売主住屋次介 西紙屋源助宛 天保十五年十月 一通
- 176 家屋敷永代売渡証文 売主綿屋惣右衛門 西紙屋源助宛 弘化五年二月 一通
- 177 家屋敷永代売渡証文 売主喜七 西紙屋源助宛 弘化五年三月 一通
- 178 屋敷永代売渡証文 売主前波屋佐兵衛 西紙屋源助宛 嘉永元年八月 一通
- 179 畑永代売渡証文 売主富よし屋文助 西紙屋源助宛 嘉永二年五月 一通
- 180 家屋敷永代売渡証文 売主菊里伊兵衛 西紙屋源助宛 嘉永二年十二月 一通
- 181 田地永代売渡証文 売主生田屋善兵衛 西紙屋源介宛 嘉永二年十二月 一通
- 182 田地永代売渡証文 并田地請合証文 売主福富村伊平次 西紙屋源助宛 嘉永五年八月 二通
- 183 田地永代売渡証文 売主松谷村林左衛門 西紙屋源助宛 安政二年二月 一通
- 184 畑永代売渡証文 売主浜崎屋和三郎 西紙屋源祐宛 文久三年二月 一通
- 185 畑永代売渡証文 売主紙屋庄左衛門 西紙屋源助宛 慶応元年八月 一通
- 156 山林永代売渡証文 売主福富村惣左衛門 赤崎村紙屋佐平宛 寛政九年正月 一通
- 157 山林永代売渡証文 売主田平屋彦三郎 西紙屋佐兵衛宛 寛政十一年二月 一通
- 158 畑永代売渡証文 売主田平屋彦三郎 西紙屋佐兵衛宛 寛政十一年五月 一通
- 159 家藏永代売渡証文 并 賣 売主伊藤屋彦次郎 西紙屋佐兵衛宛 寛政十一年八月 二通
- 160 畑永代売渡証文 売主松田屋茂兵衛 西紙屋佐兵衛宛 寛政十一年十二月 一通
- 161 畑永代売渡証文 残欠 売主油屋兵四郎 寛政十三年正月 一通
- 162 畑永代売渡証文 売主保村与左衛門 西かみ屋佐兵衛宛 享和元年十二月 一通
- 163 畑物成引請証文 与左衛門 佐兵衛宛 享和元年十二月 一通
- 164 山林永代売渡証文 売主福富村伊助 中屋忠治郎宛 享和二年八月 一通
- 165 田地永代売渡証文 売主西米子清三郎 赤崎西紙屋佐兵衛宛 享和二年十二月 一通
- 166 畑永代売渡証文 売主紙屋利兵衛 西紙屋佐兵衛宛 享和三年十二月 一通
- 167 畑永代売渡証文 売主柳屋孫兵衛 西紙屋佐兵衛宛 享和三年十二月 一通
- 168 畑永代売渡証文 売主南幾右衛門 西紙屋佐兵衛宛 享和三年十二月 一通
- 169 山林永代売渡証文 売主ぜんなん屋又七 西紙屋佐兵衛宛 享和三年十二月 一通
- 170 山林永代売渡証文 売主山根屋源七 西紙屋佐兵衛宛 文化元年三月 一通
- 186 家屋敷永代売渡証文 売主紙屋友重郎 西紙屋源助宛 慶応四年七月 一通
- 187 田地永代売渡証文 売主小紅粉屋寿永 明治三年三月 一通
- 188 畑永代売渡証文 売主池田屋長右衛門 西紙屋源助宛 明治三年四月 一通
- 189 畑永代売渡証文 売主宇田川屋茂三郎 西紙屋源助宛 明治三年四月 一通
- 190 田地永代売渡証文 売主上林源助 西京烏丸竹屋町上ル小林 佐七宛 明治四年正月 一通
- 191 畑永代売渡証文 成屋猪平 紙屋源助宛 明治四年二月 一通
- 192 家屋敷永代売渡証文 売主赤崎宿米子屋徳兵衛 西紙屋源助宛 明治四年二月 二通
- 193 田地永代売渡証文 売主福寿院 名代政兵衛 西紙屋源助宛 明治四年二月 一通
- 194 田地永代売渡証文 売主備前屋文吉 西紙屋源助宛 明治四年四月 二通
- 195 畑永代売渡証文 残欠 (その他土地売買) 明治四年四月 (年月不明) 一通
- 196 畑永代買取 二付覚書(兵四郎畑・野上屋処置 二付) 享和三年七月 一通
- 197 (屋敷永代買取覚書) 後欠(吉田屋)左衛門より 享和三年七月 一通
- 198 屋敷借用証文 借主中屋為三郎 弘化四年正月 一通
- 199 地所売買一件 二付覚書 并 共 前欠 赤崎町西紙屋源助 嘉永二年八月 二通
- 200 通り契状(田地 并 松林買取分の利足の事) 西紙屋源助 福富村 伊右衛門宛 嘉永五年八月 一通
- 201 永代買取家屋敷故障一件 二付覚書案(式村惣右衛門家屋敷永代 買取居候処故障申立出願 二付) (年月不明) 一通

202 (地利米) 仕切請合手形 作人田平屋与右衛門 西紙屋佐兵衛宛 天明八年八月 一通

203 (地利米書上) 作人平介 生田屋吉兵衛 西紙屋源介宛 天明八年八月 一通

204 亥暮御年貢指引通 西紙屋 成四月 横帳 一通

205 (宛口米書留帳) 亥 横帳 一通

206 (地利米書上帳) (年月不明) 縦帳 一通

207 (御年貢・畑年貢并家賃等書上) (年月不明) 縦帳 一通

208 (地利米書上) (年月不明) 縦帳 一通

3 金融・貸借

(米借用証文)

209 元米借用手形 借主安米屋重助 にし紙屋佐兵衛宛 享保二年三月 一通

210 年貢米借用証文 前欠 借主善兵衛 佐兵衛宛 享保三年十二月 一通

211 年貢米借用証文 借主二人 西かみ屋佐兵衛宛 享和二年十二月 一通

212 半毛米借用証文 借主鉄屋又吉 西紙屋佐兵衛宛 享和二年十二月 一通

213 半毛米借用証文 借主藤兵衛他 西紙屋佐兵衛宛 享和二年十二月 一通

214 切手米借用証文 借主嘉兵衛 西紙屋佐兵衛宛 享和二年十二月 一通

215 年貢米借用証文 借主義三郎 西紙屋佐兵衛宛 享和三年正月 一通

216 元米借用証文 借主十助 西紙屋佐兵衛宛 享和三年十二月 一通

217 年貢米借用証文 借主太平二 かみ屋佐兵衛宛 享和三年十二月 一通

218 年貢米借用証文 借主又七 西紙屋佐兵衛宛 享和三年十二月 一通

219 切手米借用証文 借主嘉右衛門 西かみや佐兵衛宛 享和三年十二月 一通

220 切手米借用証文 借主善右衛門 西紙屋佐兵衛宛 享和三年十二月 一通

221 年貢米借用証文 借主弥三良 西紙屋佐兵衛宛 文化七年十二月 一通

222 切手米借用証文 借主長助 西紙屋宛 嘉永五年十二月 一通

223 半毛米借用証文 借主多左衛門 西紙屋源助宛 安政二年十二月 一通

224 切手米借用証文 借主多左衛門 西紙屋源助宛 安政二年十二月 一通

225 切手米借用証文 借主政助 西紙屋源助宛 安政二年十二月 一通

226 切手米借用証文 借主政助 西紙屋源助宛 安政三年十二月 一通

227 半毛米借用証文 借主多左衛門 西紙屋源助宛 安政四年十二月 一通

228 半毛米借用手形 借主伊藤屋新兵衛 西紙屋宛 安政五年正月 一通

229 切手米借用証文 借主浜崎屋和三郎 西紙屋源助宛 安政五年正月 一通

230 切手米借用証文 借主吉助 西紙屋源助宛 安政五年正月 一通

231 年貢米借用証文 借主浜崎屋和三郎 西紙屋宛 安政五年十二月 一通

232 半毛米借用証文 借主米子屋太左衛門 西かみ屋源助宛 安政五年十二月 一通

233 半毛米借用証文 借主新兵衛 西紙屋宛 安政五年十二月 一通

234 半毛米借用証文 借主伊三郎 かみや佐兵衛宛 (年月不明) 一通

235 切手米借用証文 借主油屋伊兵衛 西紙屋宛 明治三年正月 一通

(金子借用証文)

236 錢借用証文 紙屋新三郎 西紙屋佐兵衛宛 寛政四年八月 一通

237 金子借用証文 借主大塚村弥十郎 紙屋三井源助宛 天保十四年十二月 一通

238 金子借用証文 借主向原村房吉 西紙屋源助宛 天保十五年七月 一通

239 金子借用証文 紙屋幸右衛門 西紙屋源助宛 弘化四年四月 一通

240 金子借用証文 借主さぬきや惣助 西紙屋宛 弘化五年七月 一通

241 銀札借用証文 借主八橋松田屋平蔵 赤崎西紙屋源助宛 嘉永元年六月 一通

242 金子借用証文 借主関屋文七・前波屋佐兵衛 西紙屋源助宛 嘉永二年二月 一通

243 金子借用証文 借主大黒屋榮三郎 西紙屋源助宛 嘉永二年五月 一通

244 金子借用証文 借主四万屋又三郎 西紙屋源助宛 嘉永二年五月 一通

245 金子借用証文 なた屋幸〇 西紙屋源助宛 嘉永三年正月 一通

246 銀札借用証文 借主大こくや栄三郎 西紙屋宛 嘉永六年六月 一通

247 金子借用証文 借主米子屋為右衛門 西紙屋源助宛 嘉永六年十月 一通

248 金子借用証文 借主和泉屋義七 西紙屋源助宛 安政二年正月 一通

249 金子借用証文 借主田平屋権次郎 西紙屋宛 安政二年正月 一通

250 金子借用証文 西紙屋源介 成屋伊左衛門宛 安政二年八月 一通

251 金子借用証文 借主金松屋基助 西紙屋宛 安政二年十二月 一通

252 銀札借用証文 借主関屋又三郎 西紙屋源助宛 安政七年二月 一通

253 銀札借用証文 富吉屋文助 西紙屋源助宛 申八月 一通

254 金銭借用証文 前欠 借主油屋兵四郎 紙屋治兵衛宛 西正月 一通

255 銀札借用証文 借主組頭善左衛門 西紙屋宛 文久二年三月 一通

256 金子借用証文 草野栄次 三井源助宛 亥九月 一通

257 銀札借用証文 借主新屋直助 西紙屋源助宛 子十月 一通

258 金子借用証文 借主高田屋善助 にし加美屋宛 慶応元年十二月 一通

259 錢借用証文 借主用上屋新左衛門 南ノ伝右衛門宛 寅十二月 一通

260 金子借用証文 借主八橋小紅粉屋佐左衛門 赤崎紙屋源助宛 慶応三年二月・五月 二通

261 金子借用証文 借主紙屋松右衛門 西紙屋宛 慶応四年正月 一通

262 金子借用証文 借主紙屋庄左衛門 西紙屋源助宛 慶応四年二月 一通

263 金銭借用証文 住屋又三郎 西かみや源助宛 辰正月 一通

264 借用金手形 借主赤崎池田屋 西紙屋宛 巳十二月 一通

265 金子借用証文 借主多津屋源三郎 西紙屋源助宛 明治三年四月 一通

266 銀札借用証文 借主山根屋治平 西紙屋宛 明治四年八月 一通

267 金子借用証文 吉田屋直三郎 西紙屋源助宛 (年月不明) 九月 一通

268 銀子板借用証文 てつや文助 三井源助宛 (年月不明) 六月 一通

269 金子板借用証文 米屋助四郎 西紙屋源助宛 (年月不明) 六月 一通

270 約束手形 倉吉岐嶋屋清左衛門 赤崎西紙や源助宛 辰十二月 (金子請取証文) 一通

271 銀札請取証文 西紙屋佐兵衛代山岡屋夫兵衛 梅里次郎太夫宛 寛政十年二月 一通

272 金子請取証文 紙屋孝左衛門 西紙屋宛 嘉永七年九月 一通

273 金子受取証文 橋屋 住屋又兵衛宛 寅十一月 一通

274 金子受取証文 写 (西紙屋并御專家出) 米屋五兵衛 住屋善次郎宛 午二月 一通

275 銀子受取証文 かみ屋石兵衛 いづつ屋助左衛門宛 (年月不明) 三月 一通

276 金子受取証文 安藤賢造 西紙屋源介宛 (年月不明) 正月 一通

277 金子請取証文 赤崎サミヤ 西紙屋宛 (年月不明) 五月 一通

278 金銭請取証文 紙屋庄七 紙屋源助宛 (年月不明) 六月 一通

279 備前屋他入用金請取証 後藤屋用貞吉 紙屋正吉宛 (年月不明) 三月 一通

- 280 請取并渡し覚 (年月不明) 一通
- 281 (講銀借用・請取証文他) 講銀借用証文 借主和泉屋儀七 西かミ屋源助宛 嘉永元年四月 一通
- 282 講銀借用証文 借主富よしや文助 講御連中宛 嘉永三年八月 一通
- 283 講金借用証文 借主住屋又三郎 西紙屋宛 安政三年二月 一通
- 284 講銀請取証文写 遠藤講 下いせ源左衛門 紙屋源助宛 安政四年九月十一月 一通
- 285 遠藤発起講出銀請取証文 下いせ村源左衛門 赤崎紙屋源助宛 寅九月 一通
- 286 (講金懸戻し請合証文) 前欠 講御連中宛 宝曆十一年三月 一通
- 287 宇田川屋政治郎発起講請合手形 住屋亦三郎 米屋茂右衛門 嘉永五年十二月 一通
- 288 (講金勘定覚) 発起遠藤 紙屋源助宛 子三月 一通
- 289 (講懸金勘定書上) (算用書) (年月不明) 一通
- 290 (残金書上) 平五郎 惣し屋様御内為三郎宛 (年月不明) 十一月 一通
- 291 (請求書) 多田屋治郎右衛門 紙屋庄七宛 (年月不明) 三月 一通
- 292 (勘定覚) (年月不明) 五通
- 293 (売掛金書上) 和田與 西紙屋宛 (年月不明) 十月 三通

4 書 状

- 294 福谷屋栄治郎書状 (御拝借金返納ニ付) 西紙屋御丹那宛 十一月 一通
- 295 多田屋治右衛門書状 (銀子此人に御渡しのこと) 紙屋庄七 巳三月 一通
- 296 忠次郎書状并地利米書上 (笹津宇左衛門田地利米のこと) 佐兵衛宛 十二月 三通
- 297 みい屋基助書状 赤崎西紙屋宛 八月 一通
- 298 紙屋左兵衛書状 (源七さまお帰りのこと他) 紙屋次兵衛宛 十月 一通

5 雑

- 299 鳥取藩銀札 (幕末政情開取書) 残欠 (年月不明) 十二月 十二枚
- 300 (幕末諸事開取書) 残欠 (年月不明) 九月 二通
- 301 高倉通押小路上ル町目明文吉糾彈書写 文久二年八月 一通
- 302 (京都火事報告) (四月六日大宮御所辺より出火) (年月不明) 四月 一通
- 303 因果報応論艸 周陽之葵門返玄 安政三年 一枚
- 304 二十四山羅経図 大坂心齋橋加賀屋善藏他 文化十年 一枚
- 305 出雲大社御昇殿札 北嶋主膳正 荏田帯刀 (年月不明) 一枚
- 306 (東叡山造立縁起) 写 (年月不明) 一通
- 307 日本最初稻荷社修葺講月掛勸進帳 洛東極楽寺真如堂 稻荷社 (年月不明) 横帳木版一冊
- 308 執筆・世話方中 (年月不明) 木版一枚
- 309 御袖箆 (年月不明) 木版一枚
- 310 石山寺名所之図 (年月不明) 木版一枚
- 311 俊寛鴨物語三段目 大坂船町加嶋屋清助 (年月不明) 木版一冊
- 312 加当流謡曲台本 二条通御幸町山本長兵衛 宝永元年木版一冊
- 313 文楽座番付 (年月不明) 木版一枚
- 314 晴窓筆蹟 卯十月 一枚
- 315 某書蹟 (年月不明) 一枚
- 316 角力段取 (年月不明) 一通
- 317 日光御門主坂本御殿(滋賀院) 先触 (年月不明) 二月 一通

B 近 代

1 土地・建物

- 318 (土地建物永代売渡証書) 地所永代売渡証書 売主小倉直教代人坂根安太郎 上林仙次郎宛 明治八年九月 一通
- 319 地所永代売渡証書 売主松本兵四郎 上林千太郎宛 明治十年四月 一通
- 320 地所永代売渡証書 赤崎宿売渡人山根友次郎 明治十五年六月 一通
- 321 建物永代売渡証書 売主但見定次郎 上林千次郎宛 明治十七年二月 一通
- 322 建物永代売渡証書 赤崎宿売渡人北村勝三郎 赤崎宿上林千次郎宛 明治十八年八月 一通
- 323 建物永代売渡証書并定約書・目録・図面 赤崎宿売渡人平野甚吉 上林千次郎宛 明治十九年二月他 五通
- 324 地所永代売渡証書 赤崎宿売渡人祇園茂三郎 上林千次郎宛 明治十九年六月 一通
- 325 地所永代売渡証書 赤崎宿売渡人山根治平 上林千次郎宛 明治廿一年二月 一通
- 326 地所建物永代売渡証并図面 赤坂村田中ふで 上林千次郎宛 明治卅二年二月 二通
- 327 (地券関係) 赤崎宿地内畑所持限書土地券証御下渡願帳 持主松本兵四郎 三吉鳥取泉参事宛 明治六年八月 一冊

- 328 山林代換地券御書換願并案 赤崎宿売渡人上林正蔵 譲受人上林千次郎 汗入・八橋郡長尾崎武久宛 明治十三年十月 二通
- 329 地所代換願 赤崎宿売渡人上林正蔵 譲受人上林千次郎 汗入 八橋郡長尾崎武久宛 明治十三年十月 一通
- 330 地券証印税上納証并願書等雛形 赤崎宿上林千次郎 河村久米 八橋郡長尾崎武久宛 明治十九年二月 七通
- 331 賦租願 赤崎宿上林千次郎 鳥取県知事山田信道宛 明治廿年十二月 一通
- 332 (登記申請書) 地所登記済証下附願 赤崎宿上林千次郎 八橋登記所宛 明治廿一年三月 一通
- 333 土地建物所有權保存ニ付登記申請副書 上林千次郎 倉吉区裁判所赤崎出張所宛 明治三十二年十二月 一通
- 334 土地表示ノ地目変更ニ付登記申請書 申請人上林千次郎 倉吉区裁判所赤崎出張所宛 明治四十一年十二月 一通
- 335 土地分筆ニ付登記申請書 申請人上林千次郎 倉吉区裁判所赤崎出張所宛 明治四十一年十二月 一通
- 336 土地表示の地番更正ニ付登記申請書 申請人上林千次郎 倉吉区裁判所赤崎出張所宛 明治四十一年十二月 一通
- 337 地目変更反別増歩ニ付登記申請書 申請人上林千次郎 倉吉区裁判所赤崎出張所宛 明治四十一年十二月 一通
- 338 登記名義人表示大字名変更ニ付登記申請書 申請人上林千次郎 倉吉区裁判所赤崎出張所宛 明治四十一年十二月 一通
- 339 地所建物売却ニ付書入証 売主松本兵四郎 明治十一年四月 一通
- 340 借用建物焼失ニ付定約書 赤崎宿北村勝三郎・佐田仁太平 上



- 林千次郎宛 明治十九年七月 一通
- 341 開墾願 新開場年季願帳案 上林千次郎 鳥取県令山田信道宛 明治十九年 一通
- 342 官地御払下願(私宅北側海面) 赤宿宿上林千次郎 鳥取県知事 山田信道宛 一通
- (小作)
- 343 受作証書 作人伊藤八三郎 地主上林庄藏宛 奥書戸長佐伯半次郎 明治七年十一月 一通
- 344 受作証書 西井手上村前田重吉他 上林專次郎宛 明治八年十月 縦帳 一通
- 345 田畑 井 賃租請合証書 吉岡喜八郎 宇田川茂三郎 田平 上林 源助宛 明治十一年四月 一通
- 346 (佐伯・中井・上林分土地書上) (年月不明) 一通
- 347 (米代金計算書) 筑井長十郎 上林專次郎宛 明治十五年十二月 一通
- 348 (米代金計算書) 筑井長十郎 上林專次郎宛 明治十六年十二月 一通
- 349 (地利米計算書) 上林千次郎他 筑井長十郎宛 明治廿一年九月他 四通
- 350 (宛口米書上) 西三軒屋分 (年月不明) 一通
- 351 松谷地内田畑宅地山林原野所有反別他地他種取調帳 赤崎町地主 上林千次郎 明治卅八年十一月改 一冊
- ## 2 金融・貸借
- (金銭借用証)
- 352 金銭借用証 借主権屋藤十郎・紙屋伊平 上林宛 明治六年七月 一通
- 353 金銭借用証 借主山崎忠三郎 上林仙次郎宛 明治六年十月 一通
- 354 金銭借用証 借主山崎忠一郎 上林專治郎宛 明治十四年一月 一通
- 355 金銭借用証 借主米沢喜八郎 上林專治郎宛 明治十七年三月 一通
- 356 借用金年賦証 借主上林專次郎・倉脇直次郎 兵庫東出町筑井長重郎 明治十七年六月 一通
- 357 金銭借用書 井 抵当物件図面 借主上林千次郎 撰津国神戸元町 五丁目片岡新介宛 明治十八年十一月 一通
- 358 金銭借用書 借主上林千次郎 久米郡倉吉町安田善平宛 明治十九年三月 一通
- 359 金銭借用書 井 抵当物件図面 負債主上林千次郎 汗入郡所子村 門脇篤慶宛 明治十九年八月 一通
- 360 金銭借用書 借主岡田清次郎 上林專次郎宛 明治廿一年二月 一通
- 361 金銭借用書 井 返済証書 借主上林千次郎 赤崎嶋田平次郎宛 明治廿三年九月 一通
- (代金請取証)
- 362 代金領取証 橋本富藏 上林宛 (年不明) 五月 二通
- 363 代金領取証 京都市仏画表具師藤田總治 門脇宛 明治卅六年五月 三通
- 364 代金領取証 三井呉服店大阪支店 門脇宛 明治卅六年五月 五通
- 365 代金領取証 大阪市本町御道筋漆器商山本商店 神林宛 (年不明) 五月 一通
- 366 代金領取証 三井呉服店陳列場 門脇宛 (年不明) 四月 二通
- (講関係)
- 367 講金借用証 松谷村取立舟越弥三郎 講御連中宛 明治六年二月 一通
- 368 講金借用証 借主上林千次郎 伊藤徳次郎・講惣代林原昇治宛 明治十二年十一月 一通
- 369 講金借用証 借主浜岡新藏 講御連中宛 明治十四年四月 一通
- 370 講金借用証 井 抵当図面 赤宿宿借主林原久六 松谷村講惣代 明治十九年七月 縦帳 一冊

- 人赤宿宿上林專次郎宛 明治十八年七月 縦帳 一冊
- 371 講帳名義換証 牧野茂三郎 上林千次郎宛 明治十九年十一月 一通
- 372 講帳名義換証 八橋郡八橋村中井猪兵衛・松谷村伊藤徳二郎 該講御証書講帳預り人上林專次郎宛 明治十九年十一月 一通
- 373 講帳名義換証 売渡人酒井伊太郎 松谷村講御証書預り人上林專次郎宛 明治十九年十二月 一通
- 374 講御証書 八橋郡松谷村売渡人伊藤徳次郎 赤宿宿上林仙次郎宛 明治二十年十二月 一通
- 375 講御証書 田越村売渡人山本茂平 上林仙次郎宛 明治廿年十二月 一通
- ## 3 訴訟
- 376 藤本寿永より私相手願面差出ニ付返答書 赤宿宿願主上林正造 鳥取県序宛 明治五年七月 二通
- 377 地利米不算用ニ付御届書 (相手池口りん) 赤宿宿願主上林千次郎 會議所宛 明治八年六月 一通
- 378 宛口米不算用ニ付願書 願主上林千次郎 會議所宛 (年月不明) 一通
- 379 宛口米淹滞御吟味願 (被告人池口はな) 赤宿宿原告人上林正藏 鳥取県參事伊集院兼善宛 (明治九年六月) 縦帳 一冊
- 380 宛口米淹滞御促訴状 (被告人池口はな) 原告人上林正藏 米子区裁判所長三級判事補鶴岡隆宛 明治十年四月 縦帳 一冊
- 381 宛口米催促之訴状 (被告人池口はな) 原告人上林正藏 米子区裁判所長三級判事補鶴岡隆宛 明治十年五月 縦帳 一冊
- 382 宛口米催促之答 被告人池口りん 米子区裁判所長三級判事補鶴岡隆宛 明治十年六月 縦帳 一冊
- 383 訴状御下渡し願 赤宿宿原告人上林仙次郎 被告人池口りん代 理片山半次郎 米子区裁判所長判事補鶴岡隆宛 明治十九年三月他 二通
- 384 訴訟入費請求方催促ノ訴之答書 赤宿宿被告人上林專次郎 米子区裁判所長判事補鶴岡隆宛 明治十年七月 縦帳 一冊
- 385 訴訟入費簿 原告人上林專次郎 明治十年八月 縦帳 一冊
- 386 訴訟入費簿 原告人上林正藏 明治十年五月 縦帳 一冊
- 387 訴訟入費書上 原告上林專次郎代人池田性宣 米子区裁判所長判事補鶴岡隆宛 明治十年七月 二通
- 388 委任状 上林專次郎 明治十年五月、六、八月 四通
- 389 上伸書 赤宿宿被告人上林專次郎 米子区裁判所長判事補鶴岡隆宛 明治十年八月 縦帳 一冊
- 390 借用証書(訴訟入費) 赤宿宿池口りん代理人池口はな 上林專次郎宛 明治十年九月 一通
- 391 屋敷田地混シ一件ニ付仲済取扱証書 井 図面 被告人上林專次郎 原告人中井静雄 横田秀真宛 明治八年八月 八通
- 392 屋敷田地混シ一件ニ付御指令願 井 控 上林仙次郎 小室定静宛 明治八年七月 二通
- 393 佐伯友光所持之田地と私所持之田地之区分ニ付仲済取扱証書 上林專次郎・佐伯友光 横田秀真宛 明治八年八月 一通
- 394 佐伯友光・上林正藏所持田地区分一件ニ付仲済書 井 図面 仲済取扱人赤宿宿山脇治作 上林正藏宛 明治八年十月 四通
- 395 光村中本金次郎石代米御上納金差支ニ付訴状 後欠 上林專次郎 井 (年月不明) 一通
- 396 広書差上書 上林仙次郎代理田見定次郎 米子御出張警察掛宛 明治八年十二月 一通
- 397 貸付金証書讓証 上林仙次郎 代理人委任状 井 代理御許可願(八橋郡松谷村講金不足人別ニ対し上林專次郎を以て請求代理人とする) 佐伯友光他七名 倉吉治安裁判所長判事補深尾近義宛 明治十九年三月他 二通

- 399 貸金催促一件・証書入(山本茂平 財産点数帳・委任状・答弁書・上仲書・計算書・代理願他)原告上林孝次郎・被告松谷村伊藤徳次郎・田越村山本茂平 倉吉治安裁判所判事補 深尾近義宛他 明治十九年十二月他 十一通
- 400 上仲書控(被告人光本仙三郎(係ル御勸解事件) 原告人上林孝次郎 倉吉治安裁判所判事岡村迪宛 明治廿一年十二月 一通

4 諸届・諸願

- 401 絞油株返上願 上林孝次郎 鳥取県庁宛 明治五年八月 二通
- 402 絞油株返上免許料税金御下願控 願人上林孝次郎 鳥取県庁宛 明治五年八月 一通
- 403 小銃御改願 上林正蔵 河野鳥取県権参事宛 明治五年十一月 一通
- 404 軍用銃御届案 (西洋製先込旋糸巻艇) 平民上林正蔵 長官宛 (年月不明) 一通
- 405 会社設立基本金之義ニ付御届書案 上林庄蔵・上林千次良 (年月不明) 二通
- 406 桑苗御私下願 并 許可書 赤崎宿上林千次郎 河村久米八橋郡長 堀川正温宛 明治廿一年十二月 五通
- 407 米運送始末書 (積入相違無き旨) 汗入郡御米屋宿船宿坂本芳次郎・八橋郡八橋村立会人橋本梅三郎・赤崎宿同住利平八橋郡赤崎宿上林千次郎宛 明治廿一年十二月 一通
- 408 死去届 (私母とみ儀死去ニ付) 上林正蔵代理上林孝次郎 戸長佐伯友長宛 明治十一年十月 一通
- 409 寄留届・改印届・委任状雛形 (年月不明) 三通

5 その他家文書

- 410 (襲状) 巳年凶荒之処式宿難渡人へ米貳石五斗施し候ニ付 民政局 赤崎宿正蔵宛 明治四年 一通
- 411 襲状 (赤崎小学校營繕費金拾円差出候ニ付) 鳥根県赤崎宿 平民上林千次郎宛 明治十三年七月 一通
- 412 襲状 (明治十六年暴風ニテ漁船覆没ノ際、溺死人遺族へ玄米壹斗施し候ニ付) 鳥取県 赤崎宿平民上林孝次郎宛 明治十七年十一月 一通
- 413 襲状 (赤崎宿貧民へ白米壹斗施し候ニ付) 鳥取県 赤崎宿 平民上林千次郎宛 明治十八年七月 一通
- 414 襲状 (赤崎宿貧民へ白米五升施し候ニ付) 鳥取県 赤崎宿 平民上林千次郎宛 明治十九年七月 一通
- 415 襲状 (倉吉警察署赤崎分署建築費として金三円寄付ニ付) 鳥取県知事山田信道 赤崎宿平民上林千次郎宛 明治十九年八月 一通
- 416 襲状 (明治十七年米子街道改修費として金三拾九錢六厘寄付ニ付) 鳥取県 赤崎宿平民上林千次郎宛 明治十九年九月 一通
- 417 襲状 (赤崎宿溺死者遺族へ白米六升五合施し候ニ付) 鳥取県 赤崎宿平民上林千次郎宛 明治廿年五月 一通
- 418 襲状 (明治三十二年赤崎町漁民溺死ノ際、遺族救恤トシテ白米壹斗五升施し候ニ付) 鳥取県知事寺田祐之 赤崎町上林千次郎宛 明治卅四年十二月 一通
- 419 (その他) 小学下等第六級卒業証書 公立赤崎小学校 鳥根県平民上林は

つ宛

- 420 種痘済証(専治郎長男上林貞一) 赤崎宿種痘医伊藤貞淳 明治十三年十月 一通
- 421 硝子他代金計算書 安田屋 上林宛 明治十四年五月 一枚
- 422 (石灯籠注文覚) 明治廿年五月 一通
- 423 古市屋藤右衛門宅他建物之控 (年月不明) 一通
- 424 御名乗井花押選考 宮本出雲宿弥信榮 林原孝次郎宛 (年月不明) 三通
- 425 八橋町中井満寿子書状 (年賀) 上林おさめ宛 (年月不明) 一月 一通

三、歴史資料

- 1 江戸越後屋図 (箱付) 一幅
- 2 両替天秤(おもり付) 一具
- 3 銀がます 三個
- 4 錢ばさみ 一個
- 5 そろばん 一個
- 6 伯州為替手形入箱 一箱
- 7 御銀札入箱 一箱
- 8 胸当 一枚
- 9 三井家紋入蓋付椀 一具
- 10 西紙屋上林家のれん 二枚

6 雑

- 426 診断書(上林正蔵) 赤崎宿医師池本謙貞 明治十年五月 一通
- 427 診断書(上林千次郎) 鳥根県士族米子道笑町医師山田元助 明治十年八月 一通
- 428 習字手本(苗字尽し) (年月不明) 一通
- 429 赤崎駅発時刻表 (境一青谷間汽車開通ニ付) 赤崎駅前 塩谷出張所運送店 (年月不明) 一通
- 430 道中安全符他 一新講社本部 明治卅三年 横帳 一冊
- 431 (千秋万才詞書) (年月不明) 一通
- 432 (千秋万才詞書) 上林貞一 明治廿年十月 一通
- 433 雜1(簿冊表紙一天保十京都來状 刺・同十一請色雜用仕分帳 嘉永三諸方木綿買入帳、同四二季目錄帳、安政四木綿為登帳、明治九万当座覚帳、同十四登木綿勘定帳) 天保十、明治十四年 一括

- 434 雜2 一袋
- 435 雜3 一袋

## 伯耆国八橋郡赤崎村西紙屋資料について

### 西紙屋資料の概要

本報告書でとり上げた「伯耆国八橋郡赤崎村西紙屋資料」というのは、昭和五十二年十二月以来、鳥取県東伯郡赤崎町赤崎の上林節雄氏から当館が寄託を受けている資料をいうのである。その全容は、先に仮目録にあげた通りである。しかし、この仮目録に掲載した資料が西紙屋資料のすべてではない。今日に至るまでに反古として処分されたものもあることは当然だが、伝存した資料も、上林節雄氏のところだけでなく、御兄弟の上林章一氏のところにも所蔵されているというところである。したがって、本報告書でとりあげた西紙屋資料は、上林節雄氏所蔵の分だけであり、現在伝存している西紙屋資料の一部であることをことわっておく。

また、上林節雄氏所蔵資料のうち、綿、木綿の買宿を中心とする文書・諸帳簿と商業に関する歴史資料（この場合・文書・帳簿等記録以外の資料）のみとして、西紙屋に伝わったものでも一般日常什器や書画等の美術工芸品は寄託も受けなかったし、調査の対象としなかった。

西紙屋文書は、昭和三十年代ごろまで、反古紙として利用されたため、多くが廃棄され残存状況はよいとはいえない。簿冊も一紙文書も一冊、一紙を一点と数えても総数で五四三点である。

これを大きく買宿関係を中心とした商業文書と家一般文書に二分し、さらに家一般関係は年号が明治以降はつきりしているものは近代に、それ以前は近世にと分類した。その上で西紙屋文書一覧表のごとく細分類して整理した。しかし、この分類にも問題がない訳ではない。たと

つたといえよう。その後、山中氏の論文に依拠しながら「赤崎町誌」（昭和四十九年刊）が「木綿の流通」として西紙屋のことを記述し、さらに『鳥取県史』8（近世資料）の中に西紙屋文書から、「買方示合書」（史料46）を採録している。

昭和五十一年ごろ、西紙屋文書は三井文庫によって調査された。三井文庫所蔵史料とのつき合わせも行われ、同文庫で西紙屋文書の目録も作成された。これらの調査の成果として、同文庫の田中康雄氏は「史料紹介 伯耆赤崎西紙屋文書―三井越後屋の買宿資料―」（三井文庫論叢第十二号、昭和五十三年十一月）を発表され、それより前に、賀川隆行氏が「近世後期の京都における越後屋の営業組織」（三井文庫論叢第十一号、昭和五十二年十一月）を発表され、その中で「雲伯木綿と買宿経営」として買宿西紙屋について詳細な分析を加えておられる。

山中・田中・賀川氏の論文でも明らかなように、西紙屋および西紙屋文書は、そのみでは理解できない。三井文庫との関連で見なければならぬのである。このことについて田中氏は前出論文の中で、「三井文庫所蔵資料を含めた、全体の資料残存状況からいえば、両方に同じものが（控を含め）残るものと、それぞれ独立して残されるものの二通りがある。前者は請負証文、願書・書状（商事連絡のための書状は、差出す場合必ず留帳―控帳―が作られていたから、内容的には大體同じものが双方に残ることになる。）などであり、このうち請負証文・願書の類は双方にあるが、必ず同じものが対応して存在しているわけではない。概していえば三井文庫所蔵資料の方が、文書を写し込んだ記録帳もあつて、残存率が高い。但し、紅花関係には、三井の紅花資料が残り残されていないことよつて、請負証文も欠くなどの例がある。最も大きな違いは、分量も多かったと思われる書状が三井文庫所

えば、家一般の近世に分類している土地永代売渡証文や金子借用証文等が、買宿西紙屋と買子との関係において生じた売買・質入・貸借の関係文書であればそれは商業文書に分類すべきだとも考えられるが、その確定が出来ないので、一般的な関係と見なして分類しておいたなど、その一例である。

商業文書では、木綿買入帳・木綿為登帳・金銀出入帳・勘定帳・書状留などの簿冊があるが、いずれも天保期以降のものである。一枚物文書としては、木綿買宿請書・三井への願書類・買銀預り手形・為替手形などである。

家一般文書は、土地売買証文・金子借用証文・講金借用証文が最も多い。近代に入つてもこの傾向は変わらない。また、訴訟関係文書はその大部分が宛口米滞納や土地売買・金銭貸借に関係したものである。

家一般文書で、藩関係に分類した文書の中で目につくのが「御銀札小座役被仰付度願」である。銀札小座は金銀銭を銀札（藩札）に引替える事務を行う役で、町小座と在小座があり、享保十六年には在小座は領内五ヶ所であつたが、次第に増加し、西紙屋が小座役を出願した弘化から嘉永ごろには領内で十七ヶ所を数えた。

西紙屋は郡村役人等の役職にあつたことはなかつたようであるが、天明七年、木綿・紅花等の取扱に関連して「諸色問屋役」を出願し、さらに、先に見た「銀札小座役」そして、赤崎に砲台場が築造されて「台場御用懸り」を拝命したのが藩権力とのかかわりであり、これ等の関係を表わす文書を藩関係として整理した。

ところで、西紙屋文書を最初に紹介したのは山中寿夫氏である。山中氏は昭和四〇年、「化政期鳥取藩における木綿の流通統制について」（鳥取大学学芸学部研究報告、人文・社会科学第十六巻）という論文を発表されたが、おそらくこれが西紙屋文書を使った最初の研究であ

蔵資料にないということであろう。これは規則的に廃棄された結果とみられる。後者のうち西紙屋に独自のものは、帳簿類であろう」とのべておられる。

当館は、いまだ西紙屋関係の三井文庫所蔵史料を調査していない。西紙屋資料をより正確に理解し、整理・保存に完全を期すためにも、ぜひ三井文庫所蔵史料を調査させていただきたいと考えている。

次に、西紙屋について、山中・田中・賀川氏の論文によりながら略述するが、三井文庫所蔵史料は、田中・賀川両氏の論文から引用させていただいた。

### 八橋郡赤崎村について

西紙屋について述べる前に、まず、西紙屋の在った、八橋郡赤崎村について概観しておく。伯耆国八橋郡赤崎村は、現在の鳥取県東伯郡赤崎町赤崎である（赤崎は、現在では赤崎と書く）。伯耆の国は東から河村・久米・八橋・汗入・会見・日野の六郡があり、河村・久米・八橋の三郡を東伯耆といい、他の三郡を西伯耆とするが、赤崎は東伯耆のもつとも西に位置している。

赤崎村は、大山の火山活動によって形成された火山灰台地がほとんど海岸にまで達し、その台地の先端部分に位置している。この火山灰台地は平坦な丘陵で、主に畑や果樹園に利用されている。

近世における赤崎は、村高五九三石余（拝領高）、幕末には七四二石余（天保郷帳）と鳥取藩内では比較的大きい村である。赤崎村は赤崎宿とよばれることも多く、明治三年には赤崎宿を正式な村名にしている。赤崎宿ということからもわかるように、赤崎村は鳥取と米子を結ぶ伯耆街道の交通の要地に宿場町として発達した集落であつた。

また、赤崎村は、火山灰台地が海岸近くまでつき出し、港としても

発達した。正徳五年（一七一五）、幕府の因・伯の主要な港はという間に、藩は浦富・賀露・泊・赤崎・境・米子と答えている（在方諸事控）。赤崎は鳥取藩内の代表的港であり、宿場町・港町として近世初期以来発達した郷町である。

赤崎村には、制札場、船番所が設けられ、さらに藩倉も置かれていた。幕末には、戸数四五六戸（「文久三年組合帳」）にまで発達し、宿屋も十五軒を数えたという。

幕末には海岸防備のため鳥取藩は領内沿岸に砲台場を設けるが、赤崎村にも花見瀧に台場が築かれ、大庄屋佐伯友光ははじめ村内の有力者は台場取締役を命ぜられた。

#### 西紙屋について

西紙屋について、西紙屋文書からその出自系譜等を明らかにすることができない。上林節雄氏の話によると、赤崎村には林原一族があり、それぞれ本紙屋（大紙屋）、下紙屋（したがみや）、西紙屋などといったという。林原一族は、本来「紙屋」といたのであろう。西紙屋の初代とされている佐兵衛が三井越後屋本店に差出した安永九年、天明二年（一七八二）の請負証文・買宿請状には「伯州赤崎宿紙屋佐兵衛」と書いており、西紙屋文書の中で「西紙屋」と書いた最も古い文書は天明七年（一七九三）三月の「諸色問屋役被仰付度願書」である。

一族がそれぞれ商人として成長独立していく過程で下紙屋・西紙屋等の屋号を付け、さらに苗字も林原から上林・酒林などと改めていったのであろう。

ところで、上林節雄氏の家に伝わる過去帳には、

初代 林原佐兵衛

天明三年三月十八日没

林原佐兵衛

天明四年九月三日没

兵衛とすると、二代は弾月信士の佐兵衛、三代が宗賢居士の佐兵衛ということになり、上林家過去帳で二代佐兵衛となっているのは三代佐兵衛とすべきである。したがって、三代佐兵衛門は四代に、四代源助は五代、五代千次郎が六代ということになる。

四代佐兵衛門は寛政六年生まれとなっている。文化元年に三代佐兵衛が死去しているので、十歳位で家を嗣いだことになる。西紙屋の場合、家督を相続して当主となつたら代々佐兵衛を名乗つたではなからうか。西紙屋史料の中では佐兵衛門という名前は「親佐兵衛門」としてしかあらわれない。したがって四代も佐兵衛であり、家督を譲つてから佐兵衛門となつたと考えられる。

文化三年（一八〇六）三月の「家屋敷預り証文二付覚書」（史料七〇）に西紙屋伊右衛門の名前が見える。四代佐兵衛とどのような関係にあった人物かはつきりしない。当主が幼少なのでその後見人的人物であつたとも考えられる。

四代佐兵衛は、文政十三年（一八三〇）「縮方不宣」ということで蟄居を願ひ出、買宿を遠慮している。その間、買宿は買子の吉田屋彦三郎らが代行した。しかし、これは一時的で、再び西紙屋が買宿になつてゐる。天保五年（一八三四）、四代佐兵衛は病氣を理由に家督を五代源助に譲つた。

五代源助は、三井越後屋京都本店に奉公に出ている。初め勝之助といい、天保四年七月元服して源助と改名し、翌五年冬、暇をとつて赤崎に帰り西紙屋を相続し佐兵衛と名乗るとともに、親の佐兵衛は佐左衛門と改名した。しかし佐兵衛と改めても、在地では源助とよばれる場合も多かったようである。

五代佐兵衛の時代も多難な時期であつた。弘化二年には家屋敷の購入資金百兩を三井から拝借し、さらに、嘉永元年（一八四八）冬には、

林原仁兵衛

寛政五年十月八日没

林原善兵衛

寛政六年十二月一日没

二代 林原佐兵衛

文化元年七月三日没

三代 林原佐左衛門

寛政六年生・元治元年三月八日没

四代 林原源助

文化十三年生・明治十六年旧九月二六日没

五代 上林千次郎

弘化二年九月生・大正十四年八月十一日没

所子村南門脇家より養子に入る。

六代 上林貞一

昭和三四年三月三日没

七代 上林節雄

（女系・天逝者等は省略）

とある。この過去帳は、比較的最近になつて整理されたもので、初代とされている佐兵衛に関する記述について、この過去帳では理解し難いが、三井文庫所蔵史料の天明四年「西紙屋佐兵衛口上覚」によると次のように整理出来る。

つまり初代佐兵衛（法号・一雙良竹居士）の子供は、佐兵衛（冷瀧弾月信士）・仁兵衛・善兵衛とおり、さらに過去帳で二代佐兵衛（普明宗賢居士）とされている人も初代佐兵衛の子供である。

西紙屋を三井越後屋の買宿に指定されるまでにしたのは初代佐兵衛ではなく、その長男の佐兵衛（冷瀧弾月信士）である。ところが買宿になつて間もない天明三年三月初代佐兵衛（一雙良竹居士）が死去し、さらに不幸にも翌天明四年九月、買宿西紙屋の創始者ともいべき冷瀧弾月信士の佐兵衛が死去し、弟の普明宗賢居士の佐兵衛がその跡を継いだのである。「西紙屋佐兵衛口上覚」はこの宗賢居士が認めて三井に差出したものであり、自分の親兄弟の関係を述べた部分についてまちがいないものと考えよい。したがって、西紙屋初代を良竹居士の佐

「買方中不都合之筋」があつたとして買宿差留となつてしまつた。

西紙屋および親類成屋・請人・買子一丸となつて赦免敷願をした。

佐兵衛の赦免が不可能と見ると、佐兵衛を分家させ、弟佐七に西紙屋を相続させ買宿を継続できるよう敷願する。佐七は佐兵衛（源助）の弟で、天保十三年（一八四二）兄と同様に三井越後屋京都本店に奉公に出ている。佐七の西紙屋相続による買宿の再開を三井は許さなかつた。佐七は後に三井越後屋京都店の支配方小林家の養子になつたという。

佐七で買宿の再開が出来ないとすると、西紙屋は佐兵衛を金市村に蟄居させ源助と改名、跡目は幼少の倅千之助を立て、成人迄は親類の成屋伊左衛門が後見することを申し出てようやく買宿の再開が許される。幼少の千之助を成屋伊左衛門が後見したといつても、買宿の営業は老練な買子甚次郎が取り仕切つた。嘉永七年（一八五四）になると甚次郎の老齢化、病氣がちを理由に、再び源助の赦免、商売復帰の願ひが出される。

ところで、上林家過去帳には千之助（仙之助）の名前は出てこない。六代目に相当する人物は上林千次郎で、弘化二年（一八四五）生、大正十四年（一九二五）八月没となつており、この人は汗入郡所子村の南門脇家から養子に入つた人といふことになつてゐる。ところで、三井文庫所蔵史料の「奉公人抱帳」によると、林千次郎は西紙屋直々の口入で、安政五年十月に三井京都本店の奉公人に召抱えられている。受人は成屋伊左衛門と京都の湊屋嘉助であり、千次郎の親は源助とあり、この時千次郎は十三歳であつた。

安政五年に十三歳であれば生年は弘化三年となり、過去帳の千次郎と三井に奉公に出た林千次郎は同一人であり、さらに、千之助と同一人と考えられる。嘉永三年（一八五〇）幼少の千之助の名前で買宿再開が許され、やがて、親源助も赦免され現役に復帰した。そこで、千之

助は千次郎と改め、安政五年(一八五八)、三井に奉公に出たと考えられる。そして、「奉公人抱帳」に「文久三亥七月、相続筋首尾能御暇」とあるごとく、文久三年(一八六三)に帰郷して正式に西紙屋を相続し、六代目になったといえよう。

#### 三井越後屋の伯耆綿・木綿の買宿としての活動はこの千次郎の代で終るのである。

伯耆地方における綿・木綿の生産は、近世中期以降に盛んになり、日野郡の鉄とならんで、鳥取藩の二大産品となった。伯耆地方における綿作の初めは、『米子市史』によると「延宝四年(一六七六)丙辰境村小宝の新兵衛が備中玉島から棉の実を求め来り栽植し、地味に適して同地一帯の重要特産物となった」と『境港沿革史』の説を紹介している。

伯耆地方における綿作は、西伯耆の弓浜半島から始まるのであろうが、この地域は、元禄一四年(一六九九)から始まった米川用木工事が弓浜半島(浜の目)を置いて宝暦九年(一七五九)に完成することによって、不毛の砂丘地が耕地化されたという条件が整ったことも、綿作地帯として発達した要因である。

浜の目地域で本格的に綿作が急速に普及するのは明和・安永期になつてからであり、さらに伯耆一帯から因幡の西部にも広がっていった。天明一寛政期に畿内先進地域の綿作・木綿生産が衰退するにもなつて、播州・その他瀬戸内諸地方を経て、綿作・木綿生産が山陰にまで伝えられ、化政・天保期には、伯耆を中心に年八〇万反以上を生産する一大綿作・木綿生産地帯に発達していた。

伯耆・因幡の綿作地帯は、弓浜半島を中心とする砂丘地の畑地化に

となつて伯州木綿の買入れに当つた商人なのである。

三井文庫所蔵史料の「用事留」によると、寛政九年(一七九七)の伯耆の木綿生産は、因幡西部の青谷産木綿七千反も加えて十六万七千反となる。この内、大篠津を中心とする弓浜半島と因幡青谷を除く、久米・八橋・汗入三郡(この三郡がほぼ西紙屋の集荷活動の範囲と考えられる)の生産額は十二万反となる、そのうち五万反が三井の買入れ高で、残る六万反が倉吉商人によつて大坂・京都へ出荷され、一万反が領内取引である。つまり、伯耆木綿十六万反のうち十二万反は久米・八橋・汗入の主として東伯耆で生産され、その四割強が三井の買入であったとすると、買宿西紙屋一軒で全伯耆産木綿の三割強、東伯耆の四割強を集荷したことになる、買宿西紙屋の伯耆木綿の流通過程に占める地位の大きさがわかる。

ところで、買宿・買継宿とはいかなる商人であろうか。買宿とは、大都市問屋商人のために、生産地にあつて買集めの補助をなし、生産地と大都市問屋商人とを結ぶ役割を果たすものである。一般的な流通機能からみれば、買継問屋と同様の位置に存在し、ある意味では買継問屋の変型とみてよいと説明される。

買宿は都市問屋商人に密着し、従属していることに特徴がある。具体的役割は、都市問屋商人が手代を派遣出張させて仕入れる場合の宿泊とその仕入荷物の保管、出張手代の監督と、さらに代買・買送りである。買宿はその役割を果たすことによつて口銭・世話を得るのである。西紙屋が三井越後屋の買宿になったのは、次のような経過があつた。

西紙屋の祖先は、赤崎村で小さな店商をしていた。しかし、家族も多く、その上病氣になり長男の佐兵衛が商売を手伝うが思わしくなく借金がかさみ、ついに僅かばかりの田畑・家屋敷も売却した。佐兵衛は八橋郡瀬戸村の豪農竹信佐五衛門方で暫く手代を勤め、再び赤崎に帰

よつて拡大するが、さらに、発展すると砂丘地・畑地だけでなく「先達て田地に綿作いたし候儀、差留め方申入れ置き候へ共、今以て綿作は勿論、近來は藍作迄田地に多分仕付け候由、不心得の事に候」(文政九年二月、「御新田部屋諸事控」)と田地での綿作が盛んになり再三にわたつてこれの制限、禁止令が出されることになる。

鳥取藩における綿・木綿の生産、流通に関しては、『鳥取県史』(近世政治)・5(文化産業)や山中寿夫「化政期鳥取藩における木綿の流通統制について」(鳥取大学学芸学部研究報告、人文・社会科学第十六巻)等に詳しいので、これ等を見ていただくことにしてこれ以上はふれない。

ところで、伯耆の綿・木綿が中央市場に登場し、他産地のそれをしるいで発達するのはいつのころであろうか。三井文庫所蔵史料によると、伯州木綿買方之儀は、天明二寅年より買始、外二余り買人も無之、手前重二買入、且はひろひ買之事故、參州木綿より格好能候二付、追々大数相捌候」(尾印勤要記)とある。伯州木綿が中央市場に出だすのは天明二年(一七八二)ごろ三井越後屋の手によつてであり、そのころはまだ他の商人はこれに注目していなかった。当時伯耆木綿は尾州木綿等先進地の木綿と比較して低価格であり、輸送経費を加味しても、十分採算がとれるということが伯耆木綿の仕入条件であつた。

三井越後屋は赤崎の西紙屋佐兵衛を買宿とし、これに伯州木綿を集めさせたが、そのころ伯耆地方では「木綿織出し無数にて向口不宜候二付、夫々向口地合丈幅等差因仕、既二機道具杯も持下り教へ候処、次第二手馴も宜、追々手広く織出シ多数二相成申候」(三井文庫所蔵史料「文政元寅冬伯州直買御差留二附願方一件書」)と三井越後屋の指導により市場性を高め、生産量も増大したとのべている。

西紙屋は伯州木綿が中央市場に出荷されたす最初から、三井の買宿

つて商売をはじめますが、これにも失敗し、ついに单身大坂に出る。大坂では、二、三年手代奉公などを勤めやがてそこで小商売をはじめたという。

その後帰国し、越後屋の大坂店から呉服物等を少々引受、伯耆でそれを売り、さらに伯耆の紅花を大坂に持ち出して渡世をしていた。安永九年(一七八〇)年、佐兵衛は伯耆の紅花を三井越後屋の紅店に持ちこみ、やがて紅店の買方が伯耆に出張し、西紙屋は三井越後屋の紅花買宿となった。鳥取藩の紅花は、寛延三年(一七五〇)八橋郡赤崎、御厨近辺で七千余斤の紅花を産出しており、さらに八橋郡だけでなく、久米・汗入郡でも生産されており、当時京都の商人若代四郎左衛門の手で京都市場に持ち出されていた(在方諸事控)。

安永十年(一七八一)、紅花買付に下つた紅店の買方の者から伯耆で綿作が盛んであり木綿が多く生産されていることの報告を受け、天明二年(一七八二)、三井越後屋は中西字右衛門・井上源七を買方として赤崎に出張させ、西紙屋に伯州の綿・木綿買宿を申し付けた。これに応じて西紙屋は買宿請書を提出しているが、この時、「御買方役人様御下不被成、御買金御送り被下候儀、新規私方殊ニハ御店御家法も有之儀ゆへ、髓成一札差上可申旨御尤」として一札を提出して、綿・木綿買宿としての活動を始めることになる。

ところが、翌天明三年初代佐兵衛が死去し、ついでその長男であり、三井越後屋とつながりをつけた二代の佐兵衛も翌四年に死去し、弟が名前を譲り受け、買宿を相続させた。それが、三代佐兵衛である。

三代佐兵衛が相続して僅か数年の間に、「私儀古借銀当座遺繰ヲ以凌来候処、大借二相成、身上及減却候二付、其訳口書ヲ以具二申上、退仕可仕存念」という状態に陥つた。大借の原因は紅花の買入れによるものでその額は銀二十五・六貫にも及んだと思われる。寛政五年(一

七九三)五月、三井越後屋は西紙屋の救済に乗りだす。三井は買銀残高も一部返済のまま残りは「出世証文」を取り、三井越後屋部内の積銀のうちより引落すことにより済ませたのである。これに対し、西紙屋は「出世証文」を差出すとともに、改めて買宿請状を提出している。

しかし、西紙屋の経営危機はその後何度かあった。文化八年(一八一)には銀一〇貫目、一五年賦無利足の拝借金で切り抜けたものの、文政三年(一八二〇)、鳥取藩が、米子の商人遠藤吉太に因、伯備国の木綿支配を仰付けて木綿の専売制を施行し、遠藤以外の者の直買を禁止したのである。三井越後屋は、これまでの実績をのべ従来通りの直買を願ひ出るが、鳥取藩はこれを許さなかつた。そのため三井越後屋の因伯木綿の取引はなくなり、西紙屋の買宿は中止され、大打撃をうける。

鳥取藩の木綿専売は、銀札相場の下落等銀札の混乱によって文政六年(一八二三)に廃止され、文政八年西紙屋は再び買宿となり、三井越後屋との木綿取引が再開された。しかし、この段階になると木綿をめぐる状況も変化していた。文政九年(一八二六)に「兩國木綿去ル寅年頃迄凡五拾万反余も織出し候処追々織増、近年にては八拾万反辻織出し申候」(木綿方「御用留」三井文庫所蔵史料)とあるように文政元年から僅か十年足らずの間に五〇万反から八〇万反と木綿の生産額が飛躍的に増加しており、そのことは同時に生産地と大坂・京都の間屋との結びつきが強化されていることであり、西紙屋―三井以外の木綿流通ルートも拡大し、天明・寛政期のように西紙屋―三井以外に有力な木綿流通ルートがなかつた時代のような有利な条件はなくなつた。

文政十三年(一八三〇)「近來縮方不宣、毎度役場より相談シ候得共、兎角此方存念之通難參、依之此度蠶居之願被差出、尤之儀ニ存候、右ニ付買宿之所是迄手続を以、彦三郎殿へ相頼被申候段、令承知候」と

に断じ難い。因伯地方の木綿は、農間余業の生産品であり、生産に季節的な偏りがあったこともあり、幕末になると、初期ほど有利な条件がなくなることもあった。また、幕末期の土地売買証文や借証文が多く残されており、買宿以外の経済活動も行っていたと考えざるを得ない。

しかし、西紙屋は三井越後屋の木綿買宿であり、それが西紙屋の中心的経済活動であつたことは当然であり、「近在遠郡迄も赤崎三井屋と風聞仕、別て買方之所自然味合出来、万民氣受宜相成」(三井文庫所蔵史料「西紙屋佐兵衛口上覚」というように、三井越後屋の買宿は西紙屋が成長する最大の要因であり、それだけに三井との関係を強調誇示した。その端的な表現が丸に井桁三と、丸に越の字を染めた二種類のれんを持つてゐることである。

これは、一般にのれん分けといわれる商家の手代が別家して自分の商売を始めるに際して、家号とともに主家と同じのれんを掲げることが許されて使用されたのれんではなく、三井との関係を誇示するため西紙屋が越後屋ののれんに似たものを店先にかかげたもので、少なくともそのことを黙認されていたものであろう。

また、西紙屋自身が越後屋または三井を称してゐることはないが、金銭借用証文の中に「紙屋三井源助」、「三井源助」宛のものがある(史料二三七・二五六・二六八)から在地では「近在遠郡迄も赤崎三井屋と風聞仕」とのべているように西紙屋のことを三井とか三井屋とよぶこともあつたのではなからうか。

西紙屋は「呑込帳合」、「締方不宣」等何度もトラブルをおこし、買宿差留の処分を受けている。それにもかかわらず、三井は西紙屋を見なさず西紙屋は買宿を維持しつづけた。たしかに、伯耆の木綿が京・大坂市場で大きな地位を占めていたこともあるだろう、とはいへ、西

なつた。つまり、西紙屋の木綿仕入が三井越後屋の思い通り順調に進まなくなり、越後屋は西紙屋の買宿を中止し、買宿を吉田屋彦三郎等西紙屋の買子に代行させ、西紙屋には買宿口銭のうち五朱を合力として与えられることになつた。このように「締方不宣二付」として買子の後見あるいは買方万端肩替りの処置はその後数度あつた。

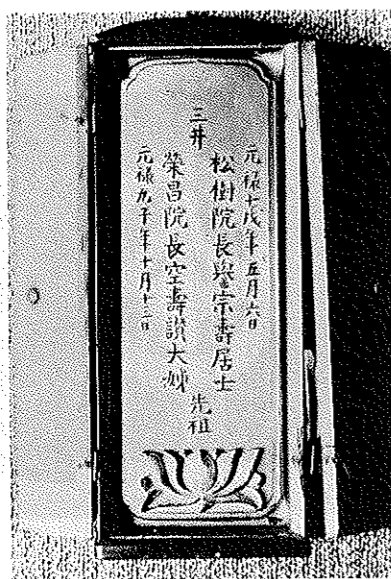
ことに嘉永元年(一八四八)の「呑込帳合」という不祥事はその解決に二年もかかつてゐる。嘉永元年の「呑込帳合」ということの具体的内容は分からないが、これより前、弘化二年(一八四五)居宅および屋敷の購入資金百両を拝借し、その返済は口銭を増額した上で、その中から年々引落し返済してゐた。

その中に発生した不祥事である。三井越後屋は「絶言語重々難相濟」事とし、「此末甚不安堵二付」として西紙屋の買宿を差留めた。西紙屋側は再三にわたつて歎願を出し、結局、当主左兵衛は金市村に蟄居、幼少の子息千之助を跡目に立て、親類成屋伊左衛門が後見するということと嘉永三年(一八五〇)正月、西紙屋の買宿継統が許されたが、この時、三井は「為見繕、友次郎差下」と監査を厳重にしている。

その後、嘉永七年になつて、佐兵衛(源助)の赦免運動が起り、佐兵衛が復帰し、千之助は京都三井越後屋に奉公に上り、さらに成人して帰国し西紙屋を継ぎ、明治期まで買宿を勤めるが、その終末については明らかにし得ない。

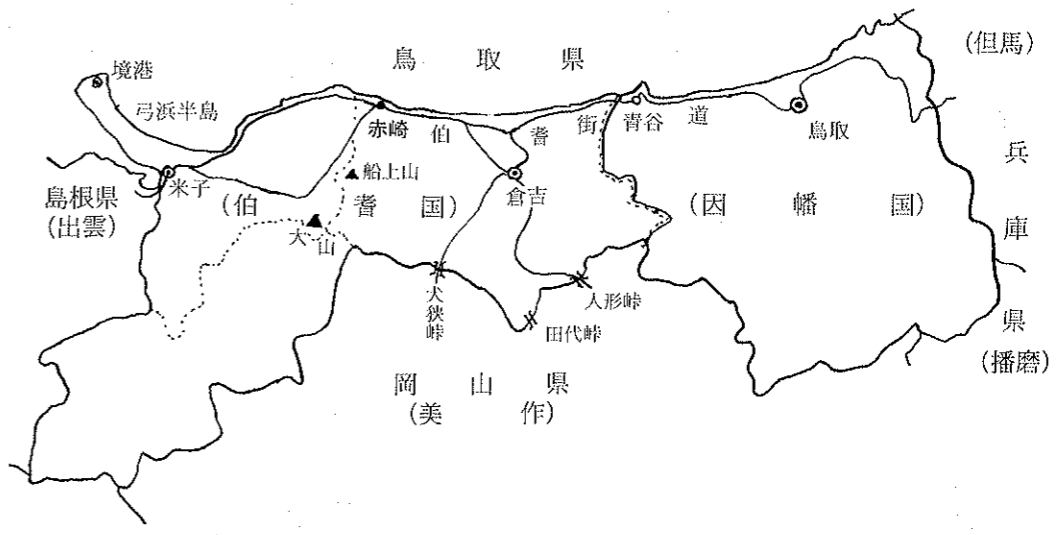
八橋郡赤崎村で、何度か失敗しながら小商売をしていた西紙屋が、天下の三井越後屋の買宿となつた。他の商売に手を出さず、買宿を勤めつづけていれば家の将来は安堵されたものと考えられた。しかし、紅花の取引で損失を出し経営の危機に陥り、「外商売相止メ、木綿買方一向二打掛り、右買方之妙を出シ、口銭御増之余下直ニ調候様」とのべているが、これで他商売を止めたかということについては、にわか

紙屋以外の在地商人に買宿を替えることも可能であつたはずである。それなのに何故西紙屋が買宿を維持しつづけたのか、買宿の手足となつて働く買子の組織とその掌握等明らかにしなければならぬ多くの問題を今後に残しているのである。



西紙屋上林家所蔵三井高利夫妻位牌

鳥取県略図



あとがき

○序にかえて、および本文中でものべたが、西紙屋資料の整理には、まだ調査しなればならないことがあり、したがって、本報告書は中間報告であり、資料目録も仮目録であることを改めてことわっておく。

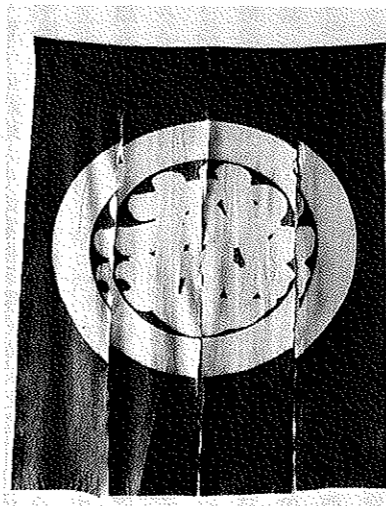
○三井文庫所蔵史料の引用は、賀川・田中両氏の論文に掲載されているものから転用させていただいた。ここに改めておことわりし、お礼を申し上げる次第である。

○本文中に「御新田部屋諸事控」「在方諸事控」とあるのは、当館所蔵の「鳥取藩池田家史料」である。

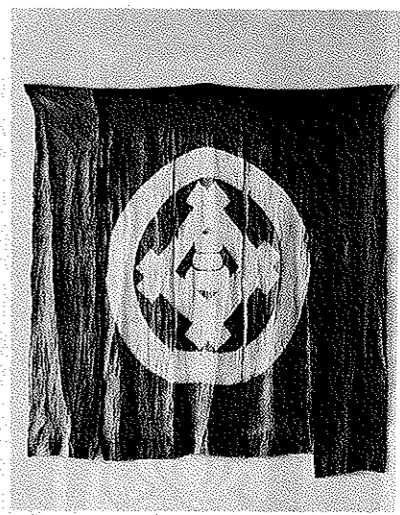
○西紙屋資料についてを記述するにあたり、『鳥取県史』近世3・5および『赤崎町誌』等も参考にした。

○西紙屋資料の第一次の整理には、山根文子、宇田川宏も従事し、それをもとに、坂本敬司、福井淳人が再整理して本報告書を作成した。

○不備な点が多いことをお詫びするとともに上林節雄氏の御厚志に改めて感謝する次第である。



西紙屋上林家暖簾  
(丸ニ越の字)



西紙屋上林家暖簾  
(丸ニ井桁三の字)

昭和五十八年度

資料調査報告書 第十一集

― 伯耆國八橋郡赤崎村西紙屋資料 ―

昭和五十九年三月三十日 発行

鳥取県立博物館

〒680 鳥取市東町二丁目一二四  
電話 二六一八〇四五